

核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取り組みを求める意見書

第2次世界大戦の終戦から70年以上が経過した。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらしたことへの反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と世界平和という理想実現への努力をうたい、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。

昨年5月には、オバマ大統領が、現職のアメリカ大統領として初めて広島を訪問し、「『核兵器のない世界』を日本とともに目指していく」とのオバマ大統領の演説は歴史的意義を持つものと受けとめられている。また、昨年9月には、安保理は、核実験を全面的に禁じる包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を求める決議を採択した。

さらに、昨年12月には、国連総会本会議において、我が国が共同提案国を代表して提出した核兵器廃絶決議案（「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」）が圧倒的賛成多数で採択された。

我が国は唯一の戦争被爆国として、核不拡散体制の強化はもちろん、核保有国と非核保有国の橋渡し役を積極的に努め、核廃絶に向けて具体的な措置を積み重ね、こうした地道な取り組みが、核兵器禁止条約を含むさまざまな法的枠組みの実現につながるものとする。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、一日も早い核兵器のない世界に向けた法的枠組みの構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記

1. 核保有国も参加する核拡散防止条約（NPT）において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、積極的にリードすること。
2. 核兵器禁止条約を初めとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や、人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月21日

大 阪 府 茨 木 市 議 会